

吉賀町財政健全化指針

(平成22～26年度)

平成23年3月策定

吉 賀 町

目 次

(ページ)

I 指針策定の必要性と性格

1 必要性	1
2 性格	1
3 対象期間	1

II 地方財政と本町財政の現状

1 地方財政の現状	2
2 本町財政の現状	2
(1) 歳入	2
①地方税	2
②地方交付税	3
③自主財源及び依存財源	3
(2) 歳出	4
①歳出規模	4
②義務的経費及び投資的経費	4
(3) 基金	5
(4) 地方債現在高	5
(5) 財政指標	5
①財政力指数	6
②経常収支比率	6
③起債制限比率	6
④実質公債費比率	7
⑤将来負担比率	7
3 中期財政見通し	7
〔中期財政見通しの前提条件〕	8
〔平成22～26年度財政見通し〕	12

III 財政健全化の基本的な考え方

1 基本的な考え方	13
2 改革の視点	13
(1) 町の果たすべき役割の再検証	13
(2) 重要な政策課題への集中的・重点的投資	13

(3) 行政サービスの量から質への転換	13
(4) 歳入の確保による自立性の向上	14
(5) 住民との情報共有の推進	14
(6) 説明責任と情報公開による透明性の向上	14

IV 財政健全化の方策

1 目指すべき姿	15
2 推進項目	16
(1) 自立	16
①自主財源を中心とした歳入構造の転換	16
i 町税収入等の確保	16
ii 受益者負担の適正化	16
iii 新たな自主財源の確保	16
②自主的な事業評価による事務事業の整理合理化	17
i 人件費の縮減	17
ii 物件費の縮減	17
iii 補助費等の見直し	17
iv 普通建設事業の厳選	18
V その他経費の縮減	18
(2) 持続可能	18
①町債・債務負担行為の抑制	18
i 町債発行及び残高の抑制	18
ii 債務負担行為設定及び残高の抑制	19
②財政の弾力性向上	19
i 財政指標の適正化	19
ii 基金の適切な活用	20
iii 優良な地方債資金の確保	20
iv 予算編成手法の見直し	20
(3) 透明	21
①財政情報の公表	21
i 財政情報の公表	21
ii 財務諸表の作成と公表	21

I 指針策定の必要性と性格

1 必要性

本町の財政状況は、平成17年度に策定した行財政改革大綱、行財政改革集中改革プラン、平成19年度に策定した財政健全化指針などに基づく改革を進めてきたこともあり、財政健全化の傾向が現れてきています。しかしながら、長引く景気低迷により、歳入の根幹である町税収入が伸び悩む一方、公債費や扶助費などの義務的経費は依然大きく、少子高齢化社会、地域経済の活性化など時代の要請に的確に対応するための財政需要も増加が見込まれ、今後の財政状況は楽観できる状況にはありません。このような財政状況は、本町だけでなく地方全般にわたるものであり、一層の行財政改革が求められています。本町においては、平成21年度に第2次行財政改革プランを策定し、引き続き行財政改革に取り組むこととしています。

こうした状況の中、新たな行財政改革の基礎として「第2次吉賀町財政健全化指針」を策定し、全庁一丸となって財政健全化に取り組む必要があります。

2 性格

この指針は、第2次吉賀町行財政改革プラン（第2章「改革のための5つの視点」 視点5「財政の健全化」（1）財政基盤の確立）に基づき策定するもので、普通会計に係る財政健全化のための基本となるものです。

3 対象期間

指針の対象期間は、行財政改革プランとリンクさせるため、平成22年度から平成26年度までの5年間とします。

Ⅱ 地方財政と本町財政の現状

1 地方財政の現状

地方財政は、個人所得の減少や企業収益の悪化等により税収が減少し、地方税や地方交付税の原資となる国税5税が落ち込む一方で、公債費が高い水準で推移することや、社会保障関係経費の自然増等により、財源不足が拡大するという構造的な問題があります。徹底した行財政の簡素化・効率化等により、歳出の抑制、経済活性化による税収増に努めることで、財政収支の改善を図り、健全化を進めることが急務となっています。

このような状況の中、国においては、「地域のことは、地域で決める」地域主権の確立に向け、国と地方の役割分担の大幅な見直しと、役割に見合った税財源配分のあり方を見直す方針が「平成22年度税制改革大綱」などで示されています。そして、現下の危機的な地方財政の状況に鑑みれば、こうした自己決定・自己責任の原則に基づく地方税財政制度の改革とあわせて、地方財政の健全化と地方行財政運営の効率化を強力に推進することが不可欠となっています。

2 本町財政の現状

本町の財政は、第1次行財政改革大綱、行財政改革集中改革プラン、財政健全化指針などに基づく取り組みにより、財政健全化の傾向が現れてきています。しかしながら、町税等の自主財源に乏しく、地方交付税や国・県支出金等にその多くを依存している状況は変わりありません。また、社会資本整備を進めるために発行してきた地方債残高は平成21年度末で87億円となり、この償還に係る公債費が平成22年度当初予算総額の25%に相当する14億円（繰上償還を除く）と依然大きく、財政運営の逼迫要因となっています。

このような状況を歳入、歳出、基金などの主な項目で簡潔に総括します。

(1) 歳入

①地方税

歳入の根幹を成す地方税は、依然として景気が厳しい状況にあることから、今後も大幅な増収は期待できません。平成19年度以降の税源委譲により一時的に

は増となっておりますが、これによる増収分は地方交付税から全額控除されることとなっており、歳入総額の増加にはつながっていません。

【地方税の推移】

(単位：百万円)

年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
地方税額	566	507	522	513	500	575	586	562

②地方交付税

歳入の約60%を占める地方交付税と、普通交付税の財源不足の補てん措置として創設された臨時財政対策債を加えた合計額は、平成16年度の三位一体の改革による大幅減（地財ショック）や、平成17年度以降の合併に伴う増額等、ここ数年で大きく増減しています。今後は、算定の基礎となる国勢調査人口等が減少していく見込みであることから、交付額も減少していくことが予想されます。また、将来的には合併算定替による措置が終了することで、大幅な減額も予測されます。

【地方交付税及び臨時財政対策債の推移】

(単位：百万円)

年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	
地方交付税	普通交付税(A)	3,240	3,159	3,085	3,151	3,292	3,145	3,230	3,191
	特別交付税(B)	350	318	307	420	349	323	330	342
	小計 A+B=(C)	3,554	3,477	3,392	3,571	3,641	3,468	3,560	3,533
臨時財政対策債 発行可能額 (D)	274	447	317	245	212	192	180	279	
合計 C+D	3,828	3,924	3,709	3,816	3,853	3,660	3,740	3,812	

③自主財源及び依存財源

歳入総額に占める地方税などの自主財源の割合(自主財源比率)は、極めて低く、平成21年度決算で19.4%となっています。

また、地方交付税、国庫支出金、地方債などの依存財源については、平成17年度の合併関連事業の財源や、平成20、21年度に国庫支出金として地域活性化にかかる臨時交付金が交付された影響で一時的に増加しています。しかしながら、国の財政状況は依然厳しい状況であり、今後の増加は困難と考えられます。

【自主財源及び依存財源の推移】

(単位：百万円、%)

年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
自主財源 (A)	1,210	1,239	1,241	1,049	1,167	1,012	1,087	1,351
依存財源 (B)	5,624	5,640	4,804	5,988	5,066	4,671	4,854	5,614
合計 A+B=(C)	6,834	6,879	6,045	7,037	6,233	5,683	5,941	6,965
自主財源比率 A/C	17.7	18.0	20.5	14.9	18.7	17.8	18.3	19.4

※自主財源は、地方税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、分担金及び負担金、使用料、手数料、財産収入、寄付金、繰入金、繰越金、諸収入の合計額。

※依存財源は、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税、交通安全対策特別交付金、国庫支出金、県支出金、地方債の合計額。

(2) 歳出

①歳出規模

本町の歳出経費の規模は、合併による影響や財政健全化に向けた取り組みなどから、減少傾向にあります。

②義務的経費及び投資的経費

義務的経費について、人件費は定員適正化等の影響で減少、扶助費は平成20年度の福祉事務所の設置の影響もあり増加、公債費は平成18年度をピークに減少に転じており、総体では合併以降減少に向かっています。一方、投資的経費については、国の交付金による影響や事業規模の差異もあり、年度によって増減はありますが、総体的には減少の傾向にあります。

【歳出規模・義務的経費及び投資的経費の推移】

(単位：百万円)

年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	
義務的経費	人件費 (A)	1,049	1,072	1,047	1,047	962	964	932	913
	扶助費 (B)	399	444	444	437	413	418	571	585
	公債費 (C)	1,599	1,799	1,741	1,987	2,082	1,611	1,538	1,674
	うち繰上償還				205	272		38	227
	小計 A+B+C=(D)	3,047	3,315	3,232	3,472	3,457	2,993	3,041	3,172
投資的経費 (E)	1,538	1,425	807	1,388	844	643	446	888	
その他 (F)	2,190	2,090	1,982	2,053	1,888	1,906	2,141	2,591	
	うち繰出金	477	490	545	604	617	737	613	583
歳出合計 D+E+F	6,775	6,830	6,021	6,913	6,189	5,542	5,628	6,651	

(3) 基金

基金の内、一般財源対策のために取崩し可能な財政調整基金及び減債基金については、繰越金の積立等により増加傾向にあり、平成21年度末で約14億円となっています。

また、特定目的基金を含めた基金全体の残高は、平成20年度より合併特例債を活用した基金造成を行っていることから、平成21年度末で約21億円となっています。

【基金残高の推移】

(単位：百万円)

年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
財政調整基金 (A)	544	563	520	520	602	622	696	987
減債基金 (B)	350	363	376	402	402	403	404	405
特定目的基金 (C)	803	653	518	512	377	350	532	673
合計 A+B+C	1,697	1,579	1,414	1,434	1,381	1,375	1,632	2,065
うち一財分 A+B	894	926	896	922	1,004	1,025	1,100	1,392

(4) 地方債現在高

財政健全化に向けた新規発行の抑制と繰上償還により、平成21年度末には約87億円となっています。

【地方債現在高の推移】

(単位：百万円)

年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
一般公共事業 (A)	820	733	635	541	438	346	270	198
一般単独事業 (B)	2,350	2,183	2,052	1,906	1,605	1,468	1,501	1,518
辺地対策事業 (C)	772	706	645	570	519	470	404	325
過疎対策事業 (D)	7,096	6,520	5,860	5,317	4,616	4,049	3,406	2,773
その他 (E)	3,504	4,035	4,151	4,309	4,204	4,180	4,073	3,907
合計 A+B+C+D+E	14,542	14,177	13,343	12,643	11,382	10,513	9,654	8,721

(5) 財政指標

平成19年に施行された、「地方公共団体の財政健全化に関する法律（以下財政健全化法）」により、地方公共団体は、毎年度、4つの「健全化判断比率（①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率）」と、簡易水道や下水道などの公営企業ごとに「資金不足比率」を、監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表することが義務付けられました。

これらの比率のいずれかが「早期健全化基準」以上となった場合、「早期健全化計画」を策定し、自主的な改善を行う必要があります。さらに「財政再生基準」以上となった場合、国等の関与による確実な再生に取り組むこととなります。

この項目では、財政指標のうち主なものとして①財政力指数、②経常収支比率、③起債制限比率の3つの指標と、財政健全化法に基づく④実質公債費比率、⑤将来負担比率の2つの指標について示します。

①財政力指数

地方交付税法の規定により算出した基準財政収入額を基準財政需要額で除した数値を言い、地方公共団体の財政力を示す指数として用いられています。指数が1に近いほど普通交付税算定上の留保財源が大きく、財源に余裕があると言えます。1を超えると地方交付税不交付団体となりますが、その超えた分だけ標準以上の行政を行うことができます。

ここ数年は、0.16前後の低位のところを推移しています。

②経常収支比率

地方税・普通交付税等の経常的な一般税源収入が、義務的経費（人件費、扶助費、公債費）や施設の管理運営費などの経常的経費にどれだけ使われているかを示すもので、近年、高い値を示しています。

この値が80%を超えると財政構造が弾力性を失っていると考えられています。

③起債制限比率

地方税、普通交付税のように、用途が特定されておらず毎年度経常的に収入される財源の内、公債費（地方交付税措置の無いもの）に充てられるものの割合を示すもので、平成18年度をピークに減少に転じています。

【財政指標の推移】

（単位：％）

年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
財政力指数	0.153	0.156	0.154	0.155	0.157	0.164	0.167	0.169
経常収支比率	91.9	93.5	95.1	97.9	93.2	91.4	87.8	86.3
起債制限比率	14.5	15.1	16.0	16.9	17.5	16.5	14.4	12.3

④実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金と準元利償還金（特別会計や一部事務組合への支出のうち元利償還金に対する支出等）の標準財政規模に対する比率で、3カ年の平均を使用します。

比率が18%以上である場合、地方債の発行にあたって協議団体から許可団体になります。協議団体は知事に協議し同意を得て地方債を発行することになりますが、許可団体の場合、公債費負担の適正な管理のため公債費負担適正化計画を作成する必要があります。知事はこの計画の内容等を勘案し、申請に対して許可を行います。このため、実質公債費比率は18%を下回ることが求められています。また、早期健全化基準は25%、財政再生基準は35%となっています。

本町の場合は、平成21年度決算で18%を下回ったことから、平成22年度より協議団体となっています。

⑤将来負担比率

一般会計等が将来的に負担する負債額から、その償還に充てることのできる基金等を控除した額の標準財政規模に対する比率です。早期健全化基準は350%ですが、財政再生基準は定められていません。

【財政指標の推移】 (単位：%)

年度	H18	H19	H20	H21
実質公債費比率	23.2	23.0	20.7	17.5
将来負担比率	—	136.3	125.0	98.6

3 中期財政見通し

以下に示す前提条件のもとで、平成22年度から平成31年度までの10年間に係る中期財政見通しをたてた上で、今回策定の対象期間である平成22年度から平成26年度までの5年間分を掲載します。

今回の対象期間では直接的な影響が現れてきませんが、平成28年度以降の地方交付税の姿を視野に入れた対策を講じていかなければならないことを付記しておきたいと思います。平成28年度は、吉賀町が発足して満10年が経過し、11年目に突入する年度となります。合併後10年目までは、普通交付税は合併算定替えという優遇された制度が適用されますが、11年目から15年目までにあたる平成28年度か

ら平成32年度までの5年間は、激変緩和措置によって段階的に削減されます。そして、平成33年度からは通常の本算定に戻ることになります。現時点での試算では、その影響額として、平成28年度だけでも2224万円の減、平成32年度までの5年間では5億5400万円程度の減が見込まれています。このような状況を勘案すると、安定した歳入確保を図りながら、一方では、思い切った歳出削減を図っていくことが極めて重要であるということです。

〔中期財政見通しの前提条件〕

【全 般】

- H21年度決算額及びH22年度決算見込（11月時点）を反映
- 人口推計は「まちづくり計画（総合計画）」による推計値を利用

【歳 入】

■地方税

- 全 般：景気悪化による影響を考慮
- 町民税：個 人 均等割…住民基本台帳人口減による影響を考慮
所得割…生産者人口減による影響を考慮
法人税 均等割…町内事業所の減見込を考慮
法人割…町内事業所の減見込を考慮
- 固定資産税：土地…鑑定評価による宅地地価の下落（▲10%程度）をH24年度で見込
H24年度以降増減無し
家屋…H24、H27、H30年度評価替えの減少（▲7.7%）
毎年度 新築分の増加(1%)
償却資産…毎年度 償却による評価の減少（▲0.5%）
- 軽自動車税：生産者人口減による影響を考慮
- たばこ税：H22年度については、増税分と禁煙による減を相殺し、H21年度と同程度
以降、生産者人口の減と喫煙者人口の減（▲0.5%）を乗じて推計
- 入湯税：景気悪化による入湯者数の減（▲0.5%）

■地方譲与税・交付金

○H22年度以降、地方特例交付金のうち特別交付金を除き増減無し

■地方交付税

○普通交付税

- ・合併算定替により算定 H28年度以降は一本算定+(算定替-一本算定)*加算率
- ・総額増減率(元利償還に伴うものを除く)

動向が不透明なため、総額増減率は設定しない

個別算定経費と包括算定経費について、以下の算定基礎を使用する

H25年度以前…H22年度算定を基礎として推計

H26年度以降…H21年度算定を基礎として推計

- ・下水道費について、以下の内容による密度補正の増減を考慮

毎年度…接続者数の増と人口減少による排水人口の移動

H26年度以降…七日市処理区の供用開始に伴う排水人口、排水面積の増加

- ・小学校費・中学校費(学級数)の数値急減補正を考慮
- ・農業行政費(農家数)の数値急減補正(H22年度まで)の減少を考慮
- ・林野水産行政費従事者数の数値急減補正(H23年度まで)の減少を考慮
- ・地域振興費(人口)人口急減補正については、H22年度ベースで増減なし
- ・地域振興費(人口)合併補正分(H22年度まで)の影響を考慮
- ・高齢者保健福祉費 H22年度の基礎数値変更による影響分をH23年度以降減
H22年度の錯誤についてはH26年度に措置
- ・元利償還に伴うものは、実績及び計画を考慮
- ・H21年度、H22年度においては地域雇用創出推進費および地域資源活用臨時特例費の算入を考慮
- ・臨時財政対策債については、H22年度算定を基礎とし、人口基礎方式と財源不足方式で発行可能額を算出
- ・基準財政収入額については地方税の推計を考慮

○特別交付税

- ・救急告示病院に対する措置分を考慮
- ・福祉事務所設置に係る措置を考慮

- ・がんばる地方応援プログラムに対する措置分を考慮

■分担金及び負担金

- 分担金：中山間地域総合整備事業に係る分担金を H22～H28 まで 13,287 千円考慮

■使用料・手数料

- 使用料：H22 年度予算ベースで増減無し

住宅使用料については、前年度の予算に対する収入実績率を当年度予算額に乗じて推計

- 手数料：H22 年度予算ベースとし、人口減による影響が出ると思われる項目は住基人口減率を反映

■国庫支出金・県支出金

- 過去の実績や歳出との関連を考慮

- 通常分については対前年度▲0.4%で減少していくものとして推計

■繰入金

- 合併特例事業基金等の特定目的基金の取り崩しを考慮

■地方債

- 普通建設事業：過疎対策事業債は、H27 年度で制度終了として推計

ソフト分について、H22～H27 年度まで 100 百万円を計上

- 合併特例事業債：基金造成分：H20 年度から H24 年度までの 5 年間計上

【歳 出】

■人件費

[特別職]

- 給与カット：町長、副町長、教育長について H23 年度以降無しで推計

[一般職員]

- 給与カット：H23 年度以降無しで推計

- 職員数：定員適正化計画に基づき総職員数を削減

総職員数 H17 年度 114 人→H27 年度 95 人

(うち普通会計 H17 年度 101 人→H27 年度 85 人)

■物件費

○H22 年度については予算ベース（通常分については執行率 98%）で以降臨時的なものを除き増減無し。

○過疎債ソフト分について、H22～H23 年度 20 百万円、H24～H27 年度 50 百万円を追加

■維持補修費

○H22 年度予算をベースに、施設老朽化に係る伸びを対前年+0.5%で推計

■扶助費

○扶助費については近年増加傾向にあるものの、少子化の進行にあわせ高齢者人口も微減の傾向にあることから、H23 年度のみ H22 年度予算に+2%とし、以降横並び

■補助費等

○H22 年度予算に対し、補助交付金の通常分について執行率 98%、その他の補助通常分について執行率 99%として推計し、次年度以降横並び

○一部事務組合負担金分は、各事務組合の推計額を基礎

○補助交付金について、過疎債ソフト分を H24～H27 年度 50 百万円計上

○病院に対する補助を考慮（H21～H23 年度 各 1 億円）

■普通建設事業費

○個別事業の積上げを基本とし、計画等が未定な部分については単独事業費として追加して推計

追加額：H22～H28 年度 50,000 千円

H29 年度 200,000 千円

H30 年度～ 250,000 千円

○従来の計画を H21 決算及び H22 決算見込により見直し

■公債費

○H21 年度以前の地方債に係る償還額+H22 年度以降の地方債見込額

○H21、H22 年度の繰上償還見込による影響を考慮

■積立金

○合併特例事業(基金造成)：H20～24 年度 5 年間

○将来的な需要に対応するため特定目的基金、減債基金の積立を見込み

■繰出金

○特別会計ごとに推計

【平成22～26年度財政見通し】

(単位：百万円、%)

		H21	H22	H23	H24	H25	H26
歳入	地方税	562	541	536	520	516	511
	地方譲与税・交付金等	158	153	153	153	153	153
	地方交付税	3,533	3,766	3,311	3,100	3,119	2,937
	分担金及び負担金	55	65	64	64	64	64
	使用料・手数料	73	72	71	71	71	70
	国・県支出金	1,406	2,617	841	808	644	672
	繰入金	62	65	99	1	2	1
	地方債	595	919	972	1,024	731	820
	その他	521	421	177	139	142	147
	歳入計 ()	6,965	8,619	6,224	5,880	5,442	5,375
歳出	人件費	913	928	957	953	936	932
	物件費	519	562	708	515	515	517
	維持補修費	27	28	28	28	28	28
	扶助費	585	665	678	678	678	678
	補助費等	933	830	867	797	792	772
	普通建設事業費	861	2,527	864	798	532	618
	公債費	1,674	1,513	1,205	940	969	943
	積立金	495	810	241	525	323	224
	繰出金	583	578	629	594	614	593
	その他	61	108	17	20	18	18
歳出計 ()	6,651	8,549	6,194	5,848	5,405	5,323	
収支 () - ()	314	70	30	32	37	52	
基金・地方債	基金取崩額	62	65	99	1	2	1
	基金積立額	496	810	241	525	323	224
	基金残高	2,065	2,810	2,952	3,476	3,797	4,019
	うち財調	987	1,243	1,198	1,220	1,240	1,261
	うち減債	405	556	557	707	858	958
	うち特目	673	1,011	1,197	1,549	1,699	1,800
地方債現在高	8,721	8,249	8,134	8,333	8,212	8,206	
財政指標	財政力指数	0.169	0.162	0.161	0.163	0.170	0.174
	経常収支比率	86.3	80.6	90.2	82.9	83.1	86.1
	起債制限比率	12.3	10.9	9.5	7.2	5.8	4.8
	実質公債費比率	17.5	15.5	14.3	12.0	10.8	9.7

Ⅲ 財政健全化の基本的な考え方

1 基本的な考え方

国の財政状況に転換のしは見え、経済状況の悪化から税収が減少している状況をまえば、地方交付税や国庫補助金などの依存財源に多くを求めるのは困難な状況です。しかし、こうした状況下にあっても、少子化、高齢化、少子高齢化などの社会経済情勢の変化に対応し、自立的に発進していける適度で活力ある町づくりを目指していかなければなりません。また、地域主権に向けた動きの中で、個性ある地域づくりや独自の政策・施策を自らの判断と責任で開いていかなければなりません。

このような町の求められる姿を実現していくため、徹底した財政健全化の取組みを実行し、多岐な変化にも機動的かつ柔軟に対応できる効率的な財政基盤を構築していくこととします。

2 改革の視点

財政健全化は、それ自体が目的ではなく、町の未来への発展に向けた改革です。このため、財政健全化の推進にあたっては、次の視点で取り組みます。

(1) 町の果たすべき役割の再検証

少子化、高齢化、少子高齢化などによる社会経済情勢の変化や権限委譲など、行財政システムの構造的改革に対応していくため、国、県、住民との新たなパートナーシップを構築し、基礎的自体としての町の果たすべき役割を見直します。

(2) 重要な政策課題への集中的・重点的投資

全国に波及して進捗する県内及び町内の高齢化・過疎化、これに伴う産業活動の停滞や中山間地域の活力低下など、地域固有の課題や住民一人一人に的確に対応していくため、予算や人員などの資源を、重要課題に集中的・重点的に投資していきます。

(3) 行政サービスの量から質への転換

現在の行財政システムの中の効率な面を排除し、限られた予算や人員を有効に活用するため、行政評価等を通じ、小のステップで大の効果を発せさせる成果重視の取組みを積極的に推進します。

(4) 歳入の確保による自立性の向上

自主財源に乏しい 財政構造を改善していくため、 益と負担の関係を明確にし、自主財源の充実確保に向けた取組みを推進します。

(5) 住民との情報共有の推進

町政に対する住民の 関心を高め、「住民本位」「地域主体」の観点から、協 働の 一環である住民とのまちづくりを進めるため、財政の現状と将来 について、積極的な 情報提供に努め、住民との 情報共 有のもと財政健全化の取組みを推進します。

(6) 説明責任と情報公開による透明性の向上

協 働の 一環である住民への 説明責任を 果たすとともに、 情報公開制度のより一層の拡充により行政の透明性を高めます。

IV 財政健全化の方策

1 目指すべき姿

「自立」し、「持続可能」で、「透明」な財政運営を財政健全化の目指すべき姿とします。

ち、歳入歳出面における改善により「自立」し、財政の弾力性を向上させることにより「持続可能」で、明責任と報公開による「透明」な財政運営を目指します。

自 立

自らが
・ 収し、自らの意思で活用・配分できる歳入を確保するとともに、事務事業の整理合理化による経費減と、観的な優位付けに基づく施策の
など、歳入歳出面における取り組みを推進することにより、「自立」した財政運営を目指します。

《推進項目》

- 自主財源の確保による歳入構造の転
- 自主的な事業評価による事務事業の整理合理化

持 続 可 能

将来の財政負担を考慮に入れ、町債、債務負担行を抑制するとともに、財政指標の適正化を図り、財政の弾力性を向上させることにより、計画的で「持続可能」な財政運営を目指します。

《推進項目》

- 町債・債務負担行の抑制
- 財政の弾力性向上

透 明

明責任をたし、住民の町政への理をめるとともに、協の意高を図るため、あらゆる機会をえ、財政報を公表するなど、「透明」な財政運営を目指します。

《推進項目》

- 財政報の公表

2 推進項目

「1 目指す き姿」を実現するための 体的な推進項目を以下のとおり設定します。

(1) 自立

①自主財源の確保による歳入構造の転換

多 化する財政需要に対し、自らが ・ 収でき、自 で弾力的な配分が可能な自主財源の確保は、自立した行財政運営には必要不可欠です。そこで、自主財源確保の取り組みを積極的に推進することにより、歳入構造の転 を図ります。

i 町税収入等の確保

税務行政の公平性、公正性、透明性の原則を まえ、 税 体の確実な と 収率の向上を図り、町税収入の確保に努めます。

取り組み項目

○ 収対策の徹底

- ・ 債権管理条例や 金及び手数料 収条例の整備
- ・ 収率目標数値の設定と収 強化
- ・ 県町職員の併任 制度の活用

ii 受益者負担の適正化

分担金、負担金、使用料等の公共料金は、住民負担の公平確保と 益者負担の観点から、利用者の 益の程度に応じた適正な負担となるよう見直します。

取り組み項目

○使用料の見直し

- ・ 水道、下水道使用料見直し
- ・ 施設等使用料の減 措置の見直し

iii 新たな自主財源の確保

自主財源の確保には、 存財源の拡充と併せて、新たな り起しが必要となることから、資産の 効活用などについて します。

取り組み項目

○資産の 効活用など

- ・ 普通財産の 付、転用による新規収入源の

②自主的な事業評価による事務事業の整理合理化

限られた財源の中で、多 化する住民 一 や新たな行政 題に的確に対応するため、成 と効率性の観点から行政評価等を活用しながら、あら る事務事業について整理合理化を推進します。

i 人件費の縮減

行政 一 ス水準の維持を前提に、人件費の適正化を図ります。

取り組み項目

○特別職

- ・常 ・ 常 特別職の給与等の見直し

○一般職

- ・定員管理の適正化
- ・給与制度の適正化

ii 物件費の縮減

施設設備のあり方や維持管理方法の見直しなどにより、総体的な 減を図ります。

取り組み項目

○施設設備のあり方及び維持管理方法の見直し

- ・ 地等未利用財産の 却の
- ・へき地保育所のあり方を
- ・学校給 調理場のあり方を
- ・小中学校の再 について
- ・公共 一 ス民営化制度の
- ・指定管理者制度の活用
- ・施設設備保 の 数年 約及び一括 約

iii 補助費等の見直し

一部事務組合負担金については、経費削減を前提に構成団体及び当 組合との事前協議を 分行い対応します。また、一部事務組合以 の負担金及び補助交付金については、活動状況や効 などを の上、 分 を行い、 効な活用につなげます。

取り組み項目

- 一部事務組合負担金
 - ・構成団体及び当該組合との協議
- 一部事務組合以外負担金及び補助交付金
 - ・活動状況等に応じた見直し

iv 普通建設事業の厳選

存計画を毎年度点検し、緊急性、必要性、費用対効果を踏まえた上で優位を付け、これに必要な事業を実施します。また、事業実施に伴う公債費や維持管理費等の後年度負担にも配慮します。そのほか、老朽化の進む施設等については、必要性を踏まえた上で、安全性の確保と耐用年数の延長につながる改修を実施し、資産の有効活用につなげます。

取り組み項目

- 事業の厳選
 - ・毎年度の点検による見直し
 - ・長期化による資産の有効活用

v その他経費の縮減

前記～以下、次の経費についても積極的な効率化に取り組みます。

取り組み項目

- 繰出金
 - ・水道関係特別会計の経営健全化計画に基づく効率化による繰出金の削減

(2) 持続可能

①町債・債務負担行為の抑制

将来の財政負担を伴う町債・債務負担行残高の増加は、財政の弾力性を低下させることから、町債・債務負担行の計画的な活用と残高の抑制を図り、将来にわたる持続可能で健全な財政運営を行います。

i 町債発行及び残高の抑制

将来の財政負担を見極めつつ活用事業を厳選し、町債発行及び残高の抑制を図ります。

取り組み項目

○町債活用事業の厳しさと町債発行の抑制など

- ・将来負担を見極めた活用事業の厳し
- ・繰上償還の厳しさと実施

ii 債務負担行為設定及び残高の抑制

町債と同様に、将来負担を見極めつつ活用事業を厳しし、債務負担行為設定及び残高の抑制を図ります。

取り組み項目

○債務負担行為活用事業の厳し

- ・将来負担を見極めた活用事業の厳し

②財政の弾力性向上

財政の弾力性の低下は、将来にわたる安定的で持続可能な財政運営を確保することから、これまでしてきた取り組みを推進することにより、財政指標の適正化を図るとともに、各基金の適切な活用を行います。また、安定的で効率的な財政運営を行なうため町債発行にあたっては、優遇資金の積極的な確保に努めます。

i 財政指標の適正化

地方公共団体の財政の健全化に関する法律により公表が義務付けられている財政指標の適正化を図ります。この財政指標は、健全化判断比率として用いられる実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの指標です。これらは、毎年度、監査委員の審査に付した上で議会に報告し公表しなければなりません。また比率が一定基準を超えた場合、早期健全化団体、財政再生団体となります。

取り組み項目

○財政指標の適正化

- ・実質赤字比率、連結実質赤字比率発生の回
- ・実質公債費比率の低減
- ・将来負担比率の低減

ii 基金の適切な活用

今後も厳しい財政状況が見込まれる中、町の基金である基金は、単年度の財源対策はもとより、計画的な財政運営を行なうための重要な財源であることから、基金本来の目的を踏まえた上で、適切な活用を行います。

取り組み項目

○基金への積立てと進と計画的な活用

- ・基金への積立てと進と計画的な活用

○財政調整基金の確保

- ・財政調整基金の確保

iii 優良な地方債資金の確保

地方分権や財政投資制度改革が進む中で、今後、資金調達における市場は一層厳しさを増すことから、市場動向を的確に把握するとともに、優良な地方債資金を確保します。

取り組み項目

○優良な地方債資金の確保

- ・優良な地方債資金の確保

iv 予算編成手法の見直し

将来に向けた安定的な財政運営のためには、予算編成において各部署が主体性と責任を持つとともに、職員一人ひとりがコスト意識を持ち、予算や事業の効率化を開き、創意工夫をらし効率的な予算編成を行うことが不可欠となっています。

従って、一部経費についての各部署配分方式の見直しを行い、行政評価等を活用し、歳入に見合った歳出となるよう、体質改善と各部署の自主的な取り組みが進められる仕組みについて検討します。

取り組み項目

○予算編成手法の見直し

- ・予算編成手法の見直し

(3) 透明

①財政情報の公表

今後も引き続き、財政 報の充実に努めるとともに、新たな 報提供の機会を設けるなど、住民により分かりやすい 報を提供します。また、連結財務諸表を作成し、連結対象団体を含めた財務状況を明らかにするとともに、財政比 分表を作成し、計画的な財政運営の資料として活用します。

i 財政情報の公表

町の 報 及び ーム ー へ財政 報を掲載するなどして く住民に公表します。

取り組み項目

○ 報 及び ーム ー への掲載

- ・当初予算の 要及び決算状況の掲載
- ・予算 成に関する 報公表の

ii 財務諸表の作成と公表

連結対象団体を含めた財務状況を明らかにするとともに、 な 度からの財政分 が可能となる財務諸表を作成公表するほか、固定資産台帳の整備を行い、資産債務改革に向けた を進めます。

取り組み項目

○財務諸表の作成及び公表

- ・財務諸表、連結財務諸表の作成及び公表
- ・財政比 分 表の作成及び公表

○公会計改革の

- ・公会計改革に向けたシス ム構築の
- ・資産評価を反映した固定資産台帳の整備